

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
25	予防接種関係事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

美里町は、予防接種に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

予防接種関係事務においては、事務の一部を外部業者に委託しているため、業者選定の際に業者の情報保護管理体制を確認し、併せて秘密保護に関しても契約に含めることで万全を期している。

評価実施機関名

宮城県美里町長

公表日

令和4年3月7日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	予防接種関係事務
②事務の概要	予防接種法の規定に則り、予防接種情報の管理、統計報告資料作成、データ分析の処理を行う。特定個人情報ファイルは、次の場合に使用する。 ①予防接種法による予防接種の実施対象者把握 ②予防接種の実施日及び予防接種の種類の管理 ③予防接種による健康被害救済に関する事務 ④新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務 ⑤ワクチン接種記録システム(VRS)へ予防接種対象者及び発行した接種券の登録を行う。 ⑥予防接種の実施後に接種記録等を登録、管理し、他市区町村へ接種記録の照会・提供を行う。 ⑦予防接種の実施後に、接種者からの申請に基づき、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付を行う。
③システムの名称	健康管理システム 統合宛名システム 中間サーバー・ソフトウェア ワクチン接種記録システム(VRS)
2. 特定個人情報ファイル名	
予防接種情報ファイル 宛名情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号。以下、「番号法」という。) 第9条第1項、別表第一の第10、第93の2の項並びに行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年9月10日内閣府・総務省令第5号) 第10条 新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における個人番号の利用 番号法第19条第16号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ) 番号法第19条第6号(委託先への提供)
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	情報照会の根拠 番号法第19条第8号、別表第二の第17、18、19の項、別表第二の第16の2の項 情報提供の根拠 番号法第19条第8号、別表第二の第16の2、第16の3の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康福祉課
②所属長の役職名	健康福祉課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	美里町健康福祉課 住所 宮城県遠田郡美里町牛飼字新町51番地 電話番号 0229-32-2946
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	美里町健康福祉課 住所 宮城県遠田郡美里町牛飼字新町51番地 電話番号 0229-32-2946

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和4年3月2日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和4年3月2日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果	
基礎項目評価の実施が義務付けられる	

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[] 委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[] 提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[] 接続しない(入手) [] 接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[○] 自己点検	[] 内部監査 [] 外部監査
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年10月8日	I-5. -②所属長	健康福祉課長 青木 正男	健康福祉課長 佐藤 俊幸	事後	平成29年4月1日人事異動による
平成30年4月10日	I-8. 連絡先	電話番号 0229-32-2941	電話番号 0229-32-2946	事後	平成30年4月1日組織改編による
平成31年4月26日	I-5. -②所属長	健康福祉課長 佐藤 俊幸	健康福祉課長 櫻井 清祐	事後	平成31年4月1日人事異動による
令和1年12月1日	I-5. -②所属長	健康福祉課長 櫻井 清祐	健康福祉課長 菊地 知代子	事後	令和1年12月1日人事異動による
令和2年4月27日	I-4. -②法令上の根拠	(別表第二における情報照会の根拠) 番号法第19条第7号、別表第二の第17、18、19の項 (別表第二における情報提供の根拠) なし ※ 情報提供によるネットワークシステムによる情報提供は行わない。	情報照会の根拠 番号法第19条第7号、別表第二の第17、18、19の項、別表第二の第16の2の項 並びに行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年12月12日内閣府・総務省令第7号)(以下、内閣府・総務省令第7号) 第13条 情報提供の根拠 なし ※ 情報提供によるネットワークシステムによる情報提供は行わない。	事後	項目の見直し
令和3年4月30日	I-1. -②事務の概要	予防接種法の規定に則り、予防接種情報の管理、統計報告資料作成、データ分析の処理を行う。 特定個人情報ファイルは、次の場合に使用する。 ①予防接種法による予防接種の実施対象者把握 ②予防接種の実施日及び予防接種の種類等の管理	予防接種法の規定に則り、予防接種情報の管理、統計報告資料作成、データ分析の処理を行う。 特定個人情報ファイルは、次の場合に使用する。 ①予防接種法による予防接種の実施対象者把握 ②予防接種の実施日及び予防接種の種類等の管理 ワクチン接種記録システム(VRS)へ予防接種対象者及び発行した接種券の登録を行う。 予防接種の実施後に接種記録等を登録、管理し、他市区町村へ接種記録の照会・提供を行う。 情報提供に必要な特定個人情報等を副本として中間サーバーに登録し、情報提供ネットワークシステムに接続して特定個人情報の照会と提供を行う。	事後	項目の見直し
令和3年4月30日	I-1. -③システムの名称	健康管理システム 統合宛名システム 中間サーバー・ソフトウェア	健康管理システム 統合宛名システム 中間サーバー ワクチン接種記録システム(VRS)	事後	項目の見直し
令和3年4月30日	I-3. 法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号。以下「番号法」という。) 第9条第1項、別表第一の第10項 新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における個人番号の利用 番号法第19条第15号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ) 番号法第19条第5号(委託先への提供)	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号。以下「番号法」という。) 第9条第1項、別表第一の第10項並びに行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年9月10日内閣府・総務省令第5号) 第10条 新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における個人番号の利用 番号法第19条第15号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ) 番号法第19条第6号(委託先への提供)	事後	項目の見直し
令和3年5月20日	I-4. -②法令上の根拠	情報照会の根拠 番号法第19条第7号、別表第二の第17、18、19の項、別表第二の第16の2の項 並びに行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年12月12日内閣府・総務省令第7号)(以下、内閣府・総務省令第7号) 第13条 情報提供の根拠 なし ※ 情報提供によるネットワークシステムによる情報提供は行わない。	情報照会の根拠 番号法第19条第7号、別表第二の第17、18、19の項、別表第二の第16の2の項 並びに行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年12月12日内閣府・総務省令第7号)(以下、内閣府・総務省令第7号) 第13条 情報提供の根拠 番号法第19条第7号、別表第二の第16の2、第16の3の項 並びに内閣府・総務省令第7号第12条の2	事後	項目の見直し
令和3年6月21日	I-3. 法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号。以下「番号法」という。) 第9条第1項、別表第一の第10項並びに行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年9月10日内閣府・総務省令第5号) 第10条 新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における個人番号の利用 番号法第19条第15号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ) 番号法第19条第5号(委託先への提供)	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号。以下「番号法」という。) 第9条第1項、別表第一の第10、第9の3の2の項並びに行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年9月10日内閣府・総務省令第5号) 第10条 新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における個人番号の利用 番号法第19条第15号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ) 番号法第19条第6号(委託先への提供)	事後	項目の見直し
令和3年6月21日	I-4. -②法令上の根拠	情報照会の根拠 番号法第19条第7号、別表第二の第17、18、19の項、別表第二の第16の2の項 並びに行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年12月12日内閣府・総務省令第7号)(以下、内閣府・総務省令第7号) 第13条 情報提供の根拠 番号法第19条7号、別表第二の第16の2、第16の3の項 並びに内閣府・総務省令第7号第12条の2	情報照会の根拠 番号法第19条第8号、別表第二の第17、18、19の項、別表第二の第16の2の項 情報提供の根拠 番号法第19条8号、別表第二の第16の2、第16の3の項	事後	項目の見直し
令和3年9月9日	I-1. -②事務の概要	予防接種法の規定に則り、予防接種情報の管理、統計報告資料作成、データ分析の処理を行う。 特定個人情報ファイルは、次の場合に使用する。 ①予防接種法による予防接種の実施対象者把握 ②予防接種の実施日及び予防接種の種類等の管理 ③予防接種による健康被害救済に関する事務 ④新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務 ワクチン接種記録システム(VRS)へ予防接種対象者及び発行した接種券の登録を行う。 予防接種の実施後に接種記録等を登録、管理し、他市区町村へ接種記録の照会・提供を行う。 情報提供に必要な特定個人情報等を副本として中間サーバーに登録し、情報提供ネットワークシステムに接続して特定個人情報の照会と提供を行う。	予防接種法の規定に則り、予防接種情報の管理、統計報告資料作成、データ分析の処理を行う。 特定個人情報ファイルは、次の場合に使用する。 ①予防接種法による予防接種の実施対象者把握 ②予防接種の実施日及び予防接種の種類等の管理 ③予防接種による健康被害救済に関する事務 ④新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務 ⑤ワクチン接種記録システム(VRS)へ予防接種対象者及び発行した接種券の登録を行う。 ⑥予防接種の実施後に接種記録等を登録、管理し、他市区町村へ接種記録の照会・提供を行う。 ⑦予防接種の実施後に、接種者からの申請に基づき、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書交付を行う。	事後	項目の見直し
令和4年3月4日	I-5. -②所属長	健康福祉課長 菊地 知代子	健康福祉課長	事後	項目の見直し
令和4年3月4日	Ⅱ-1. -①対象人数 いつ時点の 計数か	平成27年12月1日 時点	令和4年3月2日 時点	事後	しきい値判断変更なし
令和4年3月4日	Ⅱ-2. -②取扱者数 いつ時点の 計数か	平成27年12月1日 時点	令和4年3月2日 時点	事後	しきい値判断変更なし